

東峰村自家用有償旅客運送通学定期券交付要綱

令和7年3月18日

令和7年東峰村告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、東峰村自家用有償旅客運送条例（令和6年東峰村条例第5号）第2条の規定により東峰村（以下「村」という。）が運行する自家用有償旅客運送（以下「のる一と東峰」という。）の利用にあたり、交通弱者対策として通学定期券（以下「定期券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 村内に在住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに第134条に規定する各種学校又は村長が認めるその他教育施設に通学する者（以下「交付対象者」という。）とする。

(定期券の対象行路)

第3条 のる一と東峰の運行区域内において、JR日田彦山線BRT線のバス停（以下「BRTバス停」という。）及びのる一と東峰杷木乗降所（以下「杷木乗降所」という。）で乗車及び降車のいずれかを行う行路を対象とする。

(定期券の交付申請)

第4条 定期券を購入しようとする者（以下「申請者」という。）は、村長に対し、のる一と東峰通学定期券購入申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 交付申請の期間は、定期券の利用を開始しようとする日の2週間前までとする。

3 申請者は、交付対象者又はその家族とする。

(定期券の交付)

第5条 村長は、第4条に定める申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると判断した場合は定期券を交付する。

2 定期券は、1箇月券、3箇月券、6箇月券を発行することとし、それぞれ申請書に記載された利用開始日から起算して券面に記載した月数を経過した日を有効期限の終了日とする。

(定期券の額)

第6条 定期券の額は、第4条の申請において、乗降場所にBRTバス停を選択した場合1か月3,960円、杷木乗降所を選択した場合7,920円とし、希望する定期券の有効期限の月数を乗じた額を支払うことにより購入できることとする。

(払い戻し)

第7条 申請者は有効期限に達する日までに利用の停止を申し出る場合、村長に対し、のる一と東峰通学定期券利用停止届出書（様式第2号）（以下「利用停止届出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 村長は、利用停止届出書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当であると判断した場合は払い戻しをするものとする。
- 3 払い戻しの額は、交付した定期券の残存月数に第6条の月額を乗じた額と
する。ただし、一月に満たない日数については、利用の停止を申し出た月の1
日あたりの額を計算し、残存日数を乗じた額とする。
(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。